

大阪公立大学生生活協同組合 I Cカード利用規則

本規則は、組合員が生協の IC カードを利用するに際して共通する利用規則であり、利用約款です。

第1章 総則

第1条（定義）

ここでいう大阪公立大学生生活協同組合（以下「大阪公立大生協」）の IC カードとは、大阪公立大学と大阪公立大生協が提携した IC チップ搭載の大阪公立大学学生証及び職員証（以下「大阪公立大学 IC カード」）と大阪公立大生協が希望した生協組合員に発行する IC チップ搭載の組合員カード（以下「生協 IC カード」）をいいます。また、大阪公立大学 IC カードと生協 IC カードを総称して、「IC カード」といいます。この規則に基づいて IC カードを発行された学生及び職員、生協組合員を IC カード保有者と呼称します。IC カード保有者はこの規則を順守する義務を有します。

第2条（IC カードの発行と約款の効力）

- 1 大阪公立大学 IC カードは大阪公立大学職員証および学生証の規約に基づき発行されます。
- 2 生協 IC カードは希望した生協組合員（以下「IC カード組合員」）に発行され、携帯用組合員証となります。
- 3 生協 IC カードはこの約款に基づき発行され、大阪公立大学 IC カードは大学との契約に基づき発行されます。したがって、大阪公立大学 IC カードの生協との契約以外の学生証・教職員証機能は、当約款の規定の範囲外とします。

第3条（生協 IC カードの利用と携帯用組合員証機能）

- 1 IC カード保有者は、IC カードに貼付された IC チップを利用して生協の提供する商品やサービス、並びに生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができます。ただし生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。
- 2 IC カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
- 3 IC カード保有者は、大学を退学ならびに退職、生協を脱退する等の事由により、IC カード利用者でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

第4条（IC カードの紛失・盗難）

- 1 大阪公立大学 IC カードを紛失した場合、または盗難に合った場合は、速やかに大阪公立大学に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 2 生協 IC カードを紛失した場合、または盗難に合った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 3 大阪公立大学 IC カードを紛失した場合、または盗難にあった大阪公立大学 IC カードを発見した

場合は、所定の手続きに従って大阪公立大学に届け出るものとします。

4 紛失し、または盗難にあった生協 I C カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該 I C カードを再利用できるものとします。

5 I C カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた、一切の損害については、その I C カード保有者がこれを負担するものとします。

第5条（I Cカードの再発行）

1 大阪公立大学 I C カードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を大阪公立大学に提出し承認を得た上で所定の手続きを行うものとします。

2 1) 生協 I C カードの紛失・盗難、汚損、その他 I C カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。

2) I C カードの再発行を受ける場合、生協所定の手数料（税抜 1,500 円）を負担するものとします。

第6条（内容の確認及び不備の申し出）

1 大阪公立大学 I C カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく大阪公立大学に届け出るものとします。

2 生協 I C カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第7条（個人情報の使用制限）

1 生協は、別途定められた個人情報保護法真意に基づき、生協が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

1 大阪公立大学 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、大阪公立大学に対して所定の届出を行うものとします。

2 生協 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

3 I C カード保有者は、本条第1項および第2項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条（プライバシー情報の保護）

生協は、I C カード保有者が I C カードを利用することによって、生協が入手したプライバシーに関わる情報を、生協の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しないものとします。

第10条（I Cカードの利用停止）

1 I C カード保有者は、次の何れかに該当した場合、生協の提供する商品やサービスについて、当該

ICカードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- (1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規則のいずれかに違反した場合
- (3) ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- (4) ICカードの磁気ストライプ及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
- (5) その他、ICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 ICカード保有者が、自らのICカードにある、生協が提供している機能の一部を停止する場合には、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第11条（免責）

ICカード保有者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第12条（規則の変更に伴う公示）

- 1 生協が本規則を変更した場合は、その内容をICカード利用者へ公示します。
- 2 前項の変更において、当該変更の内容がICカード利用者の利用に重大な影響を及ぼす可能性があるとして生協が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第2章 ICカードの機能・サービス

第1節 電子マネー機能の利用

生協電子マネー及びポイントの運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規則」及び「生協電子マネー利用細則」に準拠します。

第13条（ICカードの紛失・盗難、汚損等）

- 1 ICカードの汚損等により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード保有者は第5条による再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード保有者がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、第4条および第5条または第8条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 ICカードの紛失・盗難により生じる一切の損害を組合員が負担するものとします。

第2節 ミールカード機能

ミールカード機能の運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び「ミールクーポン利用細則」「ミールシステム利用細則」に準拠します。

第3節 ICカード利用履歴

ICカード利用履歴の運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び「生協電子マネー利用細則」に準拠します。

第3章 補則

第14条（損害の負担）

組合員は、本規則を遵守するものとし、本約款の違反により生ずる一切の損害を負担するものとします。

第15条（解釈等）

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

第16条（変更・廃止）

1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、当組合は、本規則を変更・廃止する旨、変更後の本規則の内容および変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ・WEBサイトへの掲示

3 本規則の変更・廃止は、当組合理事会の議決によります。

第17条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当該生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

【附 則】

2015年10月1日 制定

2020年2月19日 改定

2020年7月29日 改定

2022年4月1日 改定

2023年1月1日 改定施行

2024年12月23日 改定

大阪公立大学生生活協同組合 I Cカード利用規則

本規則は、組合員が生協の IC カードを利用するに際して共通する利用規則であり、利用約款です。

第1章 総則

第1条（定義）

ここでいう大阪公立大学生生活協同組合（以下「大阪公立大生協」）の IC カードとは、大阪公立大学と大阪公立大生協が提携した IC チップ搭載の大阪公立大学学生証及び職員証（以下「大阪公立大学 IC カード」）と大阪公立大生協が希望した生協組合員に発行する IC チップ搭載の組合員カード（以下「生協 IC カード」）をいいます。また、大阪公立大学 IC カードと生協 IC カードを総称して、「IC カード」といいます。この規則に基づいて IC カードを発行された学生及び職員、生協組合員を IC カード保有者と呼称します。IC カード保有者はこの規則を順守する義務を有します。

第2条（IC カードの発行と約款の効力）

- 1 大阪公立大学 IC カードは大阪公立大学職員証および学生証の規約に基づき発行されます。
- 2 生協 IC カードは希望した生協組合員（以下「IC カード組合員」）に発行され、携帯用組合員証となります。
- 3 生協 IC カードはこの約款に基づき発行され、大阪公立大学 IC カードは大学との契約に基づき発行されます。したがって、大阪公立大学 IC カードの生協との契約以外の学生証・教職員証機能は、当約款の規定の範囲外とします。

第3条（生協 IC カードの利用と携帯用組合員証機能）

- 1 IC カード保有者は、IC カードに貼付された IC チップを利用して生協の提供する商品やサービス、並びに生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができます。ただし生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。
- 2 IC カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
- 3 IC カード保有者は、大学を退学ならびに退職、生協を脱退する等の事由により、IC カード利用者でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

第4条（IC カードの紛失・盗難）

- 1 大阪公立大学 IC カードを紛失した場合、または盗難に合った場合は、速やかに大阪公立大学に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 2 生協 IC カードを紛失した場合、または盗難に合った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 3 大阪公立大学 IC カードを紛失した場合、または盗難にあった大阪公立大学 IC カードを発見した

場合は、所定の手続きに従って大阪公立大学に届け出るものとします。

4 紛失し、または盗難にあった生協 I C カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該 I C カードを再利用できるものとします。

5 I C カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた、一切の損害については、その I C カード保有者がこれを負担するものとします。

第5条（I Cカードの再発行）

1 大阪公立大学 I C カードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を大阪公立大学に提出し承認を得た上で所定の手続きを行うものとします。

2 1) 生協 I C カードの紛失・盗難、汚損、その他 I C カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。

2) I C カードの再発行を受ける場合、生協所定の手数料（税抜 1,500 円）を負担するものとします。

第6条（内容の確認及び不備の申し出）

1 大阪公立大学 I C カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく大阪公立大学に届け出るものとします。

2 生協 I C カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに I C カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

第7条（個人情報の使用制限）

1 生協は、別途定められた個人情報保護法真意に基づき、生協が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

1 大阪公立大学 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、大阪公立大学に対して所定の届出を行うものとします。

2 生協 I C カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

3 I C カード保有者は、本条第1項および第2項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条（プライバシー情報の保護）

生協は、I C カード保有者が I C カードを利用することによって、生協が入手したプライバシーに関わる情報を、生協の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しないものとします。

第10条（I Cカードの利用停止）

1 I C カード保有者は、次の何れかに該当した場合、生協の提供する商品やサービスについて、当該

ICカードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- (1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規則のいずれかに違反した場合
- (3) ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- (4) ICカードの磁気ストライプ及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
- (5) その他、ICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 ICカード保有者が、自らのICカードにある、生協が提供している機能の一部を停止する場合には、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第11条（免責）

ICカード保有者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第12条（規則の変更に伴う公示）

- 1 生協が本規則を変更した場合は、その内容をICカード利用者へ公示します。
- 2 前項の変更において、当該変更の内容がICカード利用者の利用に重大な影響を及ぼす可能性があるとして生協が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第2章 ICカードの機能・サービス

第1節 電子マネー機能の利用

生協電子マネー及びポイントの運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規則」及び「生協電子マネー利用細則」に準拠します。

第13条（ICカードの紛失・盗難、汚損等）

- 1 ICカードの汚損等により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード保有者は第5条による再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード保有者がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、第4条および第5条または第8条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 ICカードの紛失・盗難により生じる一切の損害を組合員が負担するものとします。

第2節 ミールカード機能

ミールカード機能の運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び「ミールクーポン利用細則」「ミールシステム利用細則」に準拠します。

第3節 ICカード利用履歴

ICカード利用履歴の運用は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」及び「生協電子マネー利用細則」に準拠します。

第3章 補則

第14条（損害の負担）

組合員は、本規則を遵守するものとし、本約款の違反により生ずる一切の損害を負担するものとします。

第15条（解釈等）

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

第16条（変更・廃止）

1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、当組合は、本規則を変更・廃止する旨、変更後の本規則の内容および変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ・WEBサイトへの掲示

3 本規則の変更・廃止は、当組合理事会の議決によります。

第17条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当該生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

【附 則】

2015年10月1日 制定

2020年2月19日 改定

2020年7月29日 改定

2022年4月1日 改定

2023年1月1日 改定施行

2024年12月23日 改定

大阪公立大学生生活協同組合 ミールシステム利用細則

(通則)

01) この利用細則は、「大学生協アプリ（公式）利用規約」の「定期券型食事（ミール）用マネー」（以下、「ミールシステム」という）として提供する機能と運用について定めます。

(ミールシステムの定義)

02) 大学生協アプリ（公式）において、大阪公立大学生生活協同組合（以下、「大学生協」という）が指定した期間及び1日当たりの利用限度額の範囲内で、大学生協が指定する食堂等の店舗（以下「指定食堂等」という）及び大学生協電子マネー対応機器で食事等を利用することができる機能がミールシステムです。「ベースマネー」（生協電子マネー）の利用とは別会計の機能です。

(ミールシステム利用方法)

03) 大学生協の組合員は、ミールシステムに供する期間に対応する大学生協が指定した金額（ミールシステム購入代金）を、大学生協が指定する方法での金融機関口座等を使った支払手続または現金による支払をおこなうことにより、ミールシステムを利用できるものとします。

04) ミールシステムを利用できる組合員（以下、「ミールユーザー」という）は、大学生協が指定した利用期間・1日あたりの利用金額の範囲内で、指定食堂等において大学生協電子マネー対応機器で、ミールシステムでの支払により食事等を利用することができます。

05) ミールユーザーは、ミールシステムでの支払の初回利用の前までに利用者自身が所有するスマホに、大学生協アプリ（公式）をインストールしておくことで、ミールシステムでの支払をすることができます。

06) ミールシステムの1日利用金額の範囲を超えて利用した場合、不足している金額は、自動的に「ベースマネー」（生協電子マネー）から優先して使用されるものとします。

(ミールシステムの利用期間・1日利用金額・利用可能商品等)

07) 大学生協は、ミールシステムの利用期間、1日あたりの利用金額及びミールシステムで利用できる指定食堂等（営業日程・時間を含む）及び食事等商品の範囲、その他ミールカード機能の利用にあたって必要な事項とミールシステム購入代金を定め、これを公告するとともに、必要に応じてミールユーザーに通知するものとします。

ミールシステムの利用にかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(ミールシステムの利用範囲外)

08) ミールユーザーは、以下の商品またはサービスに関してミールシステムでは利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①ミールシステムを利用できる組合員本人以外の者が利用する場合
- ②指定食堂等が営業していない場合、及び営業時間外の場合
- ③ミールシステムで利用できる食事等商品以外の商品購入の場合
- ④ミールシステム利用期間・1日利用金額を越えて利用する場合
- ⑤スマホの紛失・故障・盗難等によりアプリの利用・決済を一時停止としている場合
- ⑥停電、故障、通信障害等やむをえない事情により、生協電子マネー対応機器の利用ができない場合
- ⑦本細則の規定から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合
- ⑧不可抗力（天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令）などのやむを得ない事情により、指定食堂等を閉店した場合

(利用履歴の提供)

09) ミールシステムの利用履歴（以下、利用履歴という）の一部をミールユーザーもしくはその保護者に提供します。ミールユーザーは、利用履歴を保護者に提供することを承諾したものとします。

- ①利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。
- ②利用商品とは生協の店舗、食堂等においてPOSレジで精算された商品であり、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指します。ただし、POSレジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
- ③利用履歴は、生協が指定する電子媒体（生協のWebサイト「組合員マイページ」）で提供し、その利用は、ミールユーザー及び保護者が申し込みすることで提供します。
- ④生協は、提供した利用履歴の不備などにより、ミールユーザー及び保護者に不利益が生じた場合であってもその損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

10) 生協は、ミールユーザーに告知により、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあり、利用者は予め承諾したものとします。前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。

11) 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

- (1) コンピュータシステムの保守点検
- (2) システムの切り替えによる設備更新
- (3) 天災、災害、通信障害等による装置の故障
- (4) その他予期しない障害の発生

(届出事項の変更)

12) ミールユーザーは申し込み時に届け出た登録情報に変更が生じた場合、大学生協に対し所定の届出を遅滞なく行うものとします。

前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミールユーザーが負担するものとします。

(ミールシステムの利用停止)

13) ミールユーザーは、次のいずれかに該当した場合、大学生協が当該組合員のミールシステムの利用停止(無期限・一時)することができることを承諾するものとします。

- ①ミールユーザーが、組合員資格を失った場合
- ②申し込み時や届出変更時に、虚偽の申告を行った場合
- ③本細則ならびに別に設ける「大学生協アプリ(公式)利用規約」に違反した場合
- ④ミールユーザーが自身のミールシステムを第三者に貸与または譲渡した場合
- ⑤ミールユーザーが自身のミールシステムを使って第三者へ他人への食事の利用(いわゆるおごり)をした場合
- ⑥大学生協が設ける期限までに、ミールシステム購入代金を支払わなかった場合

(返品・返金の禁止)

14) ミールシステムで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど大学生協の過失による場合の他は、受け付けないものとします。

ミールシステムの利用期間の始めの日から払戻し請求があった日までを使用済み期間とし、返金についてはおこなわないものとします。

(解約等による払戻し)

15) 「大学生協アプリ(公式)利用規約」により大学生協電子マネーは払戻しを原則禁止とします。ただし、以下の条件を満たすものに限り、払戻しができるものとします。

ミールユーザーが、親権に服する子である場合は、親権者の了解が事前にあることが条件です。

ミールクーポンを解約した場合の返金は、学生の場合は原則として保護者の銀行口座等に振込むこととし、返金に必要な振込手数料等は申込者の負担とします。

返金は、振込による返金ではなく、ベースマネー(大学生協電子マネー)に残高に振替する場合があります。

①ミールシステムは、大学生協が申し込み用紙を受領した日から8日間以内であればクーリングオフ(解約)ができます。4月1日以降の申し込みで役務提供開始前である場合も8日間以内であればクーリングオフ(解約)ができます。

②ミールユーザーが、ミールシステム利用期間中に退学、休学、留学、傷病等による長期入院など(大学休暇中の帰省等を除く)の事由により、1ヶ月を超える長期に渡り大学への通学ができなくなった場合、もしくは大学生協が認めた場合、組合員からの事前もしくは事後1年間以内の大学生協所定の手続きによる申し出により、ミールシステムの未執行代金を返金することとします。

未執行代金とは、ミールシステム購入代金から、すでに経過した食堂営業日数に1日の利用限度額を乗じた金額(可能利用累計額)及び所定の手数料(税抜5,000円)を控除した残額とします。前項の残額がマイナスとなった場合、返金はないものとします。

ここで言う「事後」とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とします。

③上記以外の理由による返金以外の中途解約の場合は、②の返金額から、月割りで算出した1.5ヶ月分

の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した1.5か月分に満たない場合、返金はないものとします。

④この契約を期間中で解約した場合、同じ期間内で再度申込を行うことは出来ないものとします。

(次年度継続申し込み・払い戻し)

16) ミールユーザーは、所定の期間内に継続申し込みをすることにより、当該年度の未利用額を次年度のミールプラン購入金額に充当することができます。継続申し込みの際には、継続事務手数料をご負担いただきます。

また、継続をされない場合、所定の払い戻し手数料をご負担いただくことにより、残額を生協電子マネーにて返金いたします。

(解釈等)

17) この規則に定めのない事項及び規則の解釈に疑義が生じた場合は、理事会が決定します。

(細則の改廃)

18) 大学生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本細則を改廃することができます。

19) 18) 項について、大学生協は、本細則を改廃する旨、改廃後の本細則の内容及び改廃の効力発生日について、改廃の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、ミールユーザーへの周知を図ります。

①店舗での掲示

②Web サイトへの掲示

20) 本細則の変更・廃止は、理事会の議決によります。

【付則】

1. この細則は2024年12月23日より施行します。